

アメリカにおける「市民」の定義の歴史的意義

——岐路に立つ修正第一四条——

高 佐 智 美

- 一 はじめに
- 二 修正第一四条の制定過程
- 三 修正第一四条における「市民」の定義
- 四 修正第一四条の改正を求める動き
- 五 結びに代えて

修正第一四条一項「アメリカ合衆国で生まれ、あるいは帰化した者で、その管轄権に属する者はすべて、アメリカ合衆国およびその居住する州の市民である」⁽¹⁾。

一 はじめに

二〇世紀も、残すところわずか十数ヶ月となったが、世界の流れはここ数年の間に大きく変化した。特に冷戦の終焉、グローバル化・ボーダーレス化を背景にした移民の増加やエスニシティの多様化は、従来の「国民国家」システムの変容という新たな課題を各国に投げかけている。

そこでは、当面の移民政策の再検討といった表層的な問題だけではなく、より突き詰めれば、「国家」とは、「国民」とは何か、さらにはそもそも「国籍 (nationality/citizenship)」とは何か、という根本的な問題がもはや看過できない状況にある。このことは、九〇年代に入ってから、欧米諸国で数多くの nationality あるいは citizenship に関する文献が出版されていることにも端的に現れているといえよう。⁽²⁾

翻って日本では、確かに近年、定住外国人の参政権をめぐり、改めて参政権と国籍との関係が問い直されているが、そもそも「国籍」の持つ意義についての検討は十分に行われていないように思われる。⁽³⁾ その理由の一つとして、そもそも日本国憲法に「国籍」という権利義務の主体性および国家の構成要素に関する定義が存在しないことが挙げられるのではないだろうか。日本国憲法一〇条に「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とあるように、日本国民たる要件の具体的な内容は法律に委ねられ、憲法自体は国籍の得喪について直接的には何ら明示していない。もちろん、国民たる要件の具体的内容は時勢の必要に応じて改正する必要も出てくることが予想されるので、詳細な規定を改正困難な憲法におくことが果たして適当かどうかという問題はあはる。実際、国籍の得喪についてはきわめて抽象的に規定、ないし法律に委ねている憲法が多い。⁽⁴⁾

しかし日本では、憲法が国籍の得喪について何も言及していないため、国籍に関する事項は全面的に国会の立法政策に委ねられているかのような解釈がなされることがある。例えば、改正前の国籍法二条は国籍の決定につき父系優先血統主義という明らかに憲法の保障する「法の下の平等」に反する原則を採用していたが、この点は当初あまり意識されていなかった。⁽⁵⁾ また、ここ数年の間、出稼ぎ外国人女性が日本で子どもを出産した後行方不明になるため、子どもが無国籍児になってしまうというケースが増加しているが、これについても国側は当初国籍法二条三号を厳格に解することによって、このような子どもに対して日本国籍を認めようとしなかった。⁽⁶⁾

これに対し、アメリカでは抽象的ではあれ明確な形で、憲法修正第一四条に「アメリカ市民（国民）」たる要件が定められている。しかし、憲法で「市民」たる要件が明確に定められているがゆえに、それが制定された当時予測されていなかった事態に直面して、アメリカではその定義をめぐる議論が盛んになっている。すなわち、修正第一四条は市民権（国籍）の決定について出生地主義（*ius soli*）を採用し、アメリカ国内で生まれた者すべてにアメリカ市民権を認めているのだが、これでは不法移民の子どもにもアメリカ市民権が認められるという⁽⁷⁾ことで、その改正を求める法案が連邦議会に提出され、その憲法解釈が改めて問題とされているのである。⁽⁸⁾ それをうけて、憲法で「アメリカ市民」の定義が行われた意義や出生地主義が採用された経過が見直されている。⁽⁹⁾

本稿は、このようなアメリカにおける最近の議論を踏まえつつ、修正第一四条で「アメリカ国籍（市民権）」の定義が明らかにされた立法過程とその意義を検討することによって、今後、国際移動の活発化やエスニシティの多様化に直面する現代国家における「国籍」の意義を再考する上での端緒としたいと思う。⁽⁹⁾

二 修正第一四条の制定過程

1 修正第一四条制定以前

イギリスの植民地であったアメリカの市民権概念は、当然のことながら、イギリスにおける「臣民権 (subject)」概念に由来する。ただ、イギリスでは「臣民権」は自然秩序の反映であり、したがって永久不変である（そこから今日でいう「国籍離脱の自由」の禁止が導かれる）と考えられていた。これに対し、アメリカではイギリス議会の課税権をめぐる論争の中で、ロックの社会契約論の影響を受けて「臣民権」の理解が変化し、新しい概念が誕生した。これによれば「臣民権」に基づく国王と個人の関係は契約によるものである（国王の場合は自分の臣民を保護するという義務があり、これに対して個人の場合には忠誠義務があると考えられた）から、どちらかの義務違反があれば契約は解除できる、すなわち臣民権≡国籍を離脱できることになる。このような概念は封建制の影響の強い「臣民権」というよりも、個人の同意を基礎とする近代的な「市民権」というべきものであった。¹⁰⁾

ただ、このような新しい「市民権」概念が新しい憲法で確認されたかというところではなく、当初は「アメリカ市民」たる要件について憲法は何も定めていなかった。その理由は第一に、国家連合を経て憲法制定によって創設された新しい「アメリカ合衆国」は連邦国家という、いわば強力な中央集権国家を志向する「フェデラリスツ」と州権を重視する「アンチ・フェデラリスツ」との妥協の上に成り立った国家としては非常に曖昧なものだったことにある。¹¹⁾つまりそこでは連邦政府と州政府とに主権が分割されていたため、連邦の市民権と州の市民権が対立した

ときにどちらが優先されるのかが明らかにされなかったのである。

この対立は、奴隷制という「アメリカ市民」の定義を躊躇させたもう一つの理由と密接な関連を有している。奴隷については少なくとも「動産」、つまり「人間」ではないということでも「市民」から排除することが可能だったが、問題となるのは奴隷制が廃止された北部で州市民としての地位を認められている解放された黒人、いわゆる「自由黒人 (free blacks)」と呼ばれる人々であった。彼らは南部では州市民権に由来する諸権利は認められない、しかし連邦市民権に由来する諸権利の保障はどうなるのか、南部諸州はそれらを保障する義務があるのか、州にないとすれば連邦政府にあるのか。これらの問題を解決するためには、双方の市民権の関係を明らかにする必要がある。しかし「憲法の番人」たる連邦最高裁はこの問題をひたすら回避し、あげく悪名高い *Dred Scott* 事件で黒人の市民権をはっきり否定することによって、それまでの奴隷制をめぐる様々な南北間の妥協までも否定するといふ愚行を犯した。⁽¹²⁾ 結局この問題は最終的に南北戦争という武力によって解決されることになった。

2 南北戦争の意義

奴隷制をめぐる北部との対立が深まり、最終的に連邦から離脱した南部諸州は、単に奴隷制だけではなく、アメリカ合衆国に関して根本的な問いを突きつけた。それは、そもそも独立革命によって誕生したアメリカ合衆国は「国家」なのかという問いである。

南部の主張は、連邦 (Federal Union) はそれぞれ主権を有する別個独立の州から構成される緩やかな連合 (Federation) に過ぎず、何らかの契約違反があれば、州はいつでも連邦から分離できるといふものであった。

それに対してリンカーン率いる北部の連邦政府は、アメリカ合衆国は一つの国家であり、その主権はその下に

るすべての州に及ぶと主張した。リンカーンは、仮に州が一七八九年以前は独立した主権国家であったとしても、連邦加入の際にその主権を放棄したと解されるべきであると主張した。⁽¹³⁾

この対立に象徴されているように、南北戦争は奴隷制の問題を超えてアメリカ合衆国憲法によって創設されたアメリカ独自の政治体制の解釈をめぐる戦いでもあった。憲法によって、主権の存する一つの国家と一つの国民が創設されたのか、それとも単にそれぞれ主権を有する別個独立の州の連合が形成されたに過ぎないのか。この問題は憲法制定以来、様々な問題を通じて争われてきたが、連邦議会も連邦最高裁判所もこれに対して明確な答えを出すことを避けてきた。⁽¹⁴⁾しかし、南北戦争の勃発により、この問題を避けて通ることはもはやできなくなった。そして、北部の勝利によってアメリカが「統一国家」であると認められた以上、今度はそれに基づく「アメリカ合衆国市民権」とは何か、そしてこの市民権に付随する権利を誰が保障するのか、といった問題が解決されなければならなくなった。

奴隷制が廃止され、黒人にも市民権が認められるようになると、その権利保障につき連邦政府はどこまで権限を有するのかという問題が改めて浮上してきた。共和党にしてみれば、南北戦争における北部の勝利を実際に効力のあるものにするためにも元奴隷の権利保障は確保されなければならなかったが、他方、奴隷制廃止論者を除く多くのアメリカ人にとって、連邦政府に権利保障に関する広範な権限を認めることは、これまでの連邦制度の重大な変化を意味していた。

当時の大統領ジョンソン (Andrew Johnson) にとって、従来の連邦制度を維持することは、黒人の権利を保障することより重要だったので、彼は南部諸州の連邦復帰を早期に実現し、かつ復帰後の州に対してはその州内事項には干渉しないという基本方針をとった。これに対して共和党、特に奴隷制廃止論者の流れを受け継ぐ急進派は反発

し、黒人だけではなく白人の権利保障のために、連邦国家の再編成を主張し、州の権利侵害から市民を保護するのは連邦政府であると主張した。

北部の共和党の間にも確かに人種差別の感情は存在したが、それ以上に、南部の州権理論や奴隷制擁護に対抗して南北戦争での勝利を維持するためには、州市民権に優位するアメリカ合衆国市民権を確立し、それによってアメリカ市民の権利保障における連邦政府の優位を明らかにしなければならぬと考えられていた。こうした北部のナショナリズムによって人種差別の感情は克服され、アメリカ市民の権利保障の実現へ向かった。⁽¹⁵⁾

さらに共和党は、南部の抵抗を単に元奴隷の自由に対する脅威としてではなく、より広くアメリカ人の自由に対する脅威と考えていたので、アメリカ市民の権利保障のためには、南部の脅威をなくすような積極的な国家が必要であると確信していた。そのため、共和党の自由主義的イデオロギーは皮肉にも、連邦政府の積極的な介入を通じて個人の自由を保障しようとするものになった。⁽¹⁶⁾ また、党派的利益もこうしたイデオロギー的動機を強める結果となった。というのは、後で述べるように、黒人の権利保障をめぐるジョンソンが民主党と連携して共和党に対抗していたので、この問題は共和党の団結の基礎ともなっていたからである。こうして、政治的利益とイデオロギーがうまく結合したことによって、共和党は団結して黒人の権利保障を実現することができたのだった。

3 「再建 (Reconstruction)」政策

一八六五年一二月に連邦議会が召集されたとき、連邦議会は南部諸州の代表が議席につくのを拒否し、代わって、「再建」に関する合同委員会 (Joint Committee) を創設して南部の連邦復帰を認めるべきかどうかを決定すべきであると主張した。この段階では、共和党内部には「再建」に関して何の合意もなかったが、少なくとも、再び

反乱を起こしたり奴隷制を復活させたりしないという保証が得られない限り南部諸州の連邦復帰を認めるべきではないという点では一致していた。

「再建」をめぐる議会は三つに分裂していた。まずジョンソンと彼の支持者（その多くは民主党）は、南部諸州の連邦復帰をほぼ無条件で認めていた。一方、共和党は穏健派と急進派の二手に分かれていた。どちらも南部諸州がすぐに連邦に完全復帰すべきだとは考えておらず、その前に解放された黒人の権利保障が必要であると考えていた。両者が対立したのは、黒人の権利や南部諸州の扱いについての考え方が異なったせいでもあるが、連邦制の解釈が大きく異なっていたからでもある。穏健派はある程度連邦政府の権限を拡大したいと考えていたが、同時に昔からの州の主権も尊重していた。他方、急進派は黒人の権利保障にとって連邦政府の権限の拡大は不可欠と考えていた。また、共和党の大きな関心は北部の有権者の反応であり、穏健派は彼らが黒人に選挙権を認めることには否定的とみるや、黒人の権利保障については漸進的な政策を採ることとその支持を得ようとした。他方、急進派は完全な平等を目指して、黒人にも選挙権を認めようとした。⁽¹⁷⁾

急進派は、一八六五年一二月の時点では、議会の共和党の中では少数派であった。穏健派の多数はジョンソンの政策には不満であったが、それでもまだ妥協点を見出そうとしていた。しかし、次のようなジョンソンの強硬な態度によって、穏健派の多くは急進派に傾いた。ジョンソンは一八六六年初頭に急進派の指導者を反逆者であると公に非難し、さらに一八六六年二月、「解放黒人事務局法律」案 (the Freedmen's Bureau Bill) に対して拒否権を発動した。これは、黒人の権利保障のために戦争中に設立された「解放黒人事務局 (the Freedmen's Bureau)」の存続と権限拡大を定めたもので、一般に妥当な「再建」政策と認識されており、ジョンソンを支持する少数の共和党議員でさえもこれを支持していた。しかしジョンソンは、この法案は連邦議会の一般的な権限を逸脱しているだけ

でなく、南部諸州がその投票に参加していないという理由で無効であると主張してこれを認めなかった。連邦議会は僅差でこの拒否権を覆すことができず、黒人の権利を保護しようという初の試みは失敗に終わった⁽¹⁸⁾。

一方、「解放黒人事務局法律」案とともに「Civil Rights Act of 1866」案が提出された。これは黒人に正式に市民権を認め、州に対して人種や肌の色に基づく差別を禁止するものであった。「解放黒人事務局法律」案が連邦議会の戦時権限を根拠として正当化されていたのに対し、この法案は一八六五年一月に制定されたばかりの奴隷制を禁止した修正第一三条を根拠としていた。「解放黒人事務局法律」案と同様、「Civil Rights Act of 1866」案も一般には穩健的手段と認識されており、今回もジョンソンを支持する少数の共和党議員はこれに賛成していたが、一八六六年三月、ジョンソンは再び拒否権を發動した。しかし今回は、連邦議会で拒否権を覆すだけの票が獲得されたので、一八六六年四月に「Civil Rights Act of 1866」は成立した⁽¹⁹⁾。

「Civil Rights Act of 1866」案の審議の際、その合憲性が問題となったので、そのような疑問を取り除き、将来これが廃止されないようにするために、合同委員会は一八六六年四月、この内容を盛り込んだ修正第一四法案を議会に提出した。急進派はこれによって黒人の選挙権も認めようとしたが、穩健派はジョンソンや南部がこれを受け入れやすくするため、そこまでの意味を持たせないことにした⁽²⁰⁾。しかし、ジョンソンはすぐに反対を表明し、南部諸州に対してもこれを批准しないよう勧告した。実際、元C.S.A.だった一一州のうち、修正第一四条を批准したのはテネシーだけであった。

一八六六年の選挙によって、共和党は大勝利を収め、両院において大統領の拒否権を覆すために必要な三分の二以上の議席を獲得した。そこで今や主流となった急進派は自分達の「再建」政策を実行に移すべく、ジョンソンの拒否権を覆して、一八六七年に「再建法(Reconstruction Act)」を制定した。これによって、修正第一四条の批准

を拒否した元 C. S. A. の一〇州は五つの地区に分けられ、軍政が施行されることになった。これらの州が連邦復帰を認められるためには、黒人に選挙権を認める新しい州憲法を制定し、修正第一四条を批准しなければならないとされた。⁽²¹⁾ 再建法に基づく南部での軍政が完全に終了するのは一八七七年のことであった。

4 「Civil Rights Act of 1866」による連邦市民権の確立

先述のように「再建 (Reconstruction)」政策として行われた様々な法律や修正条項の制定は、いわば南北戦争における北部の勝利の実定法化であり、これらを通じて、共和党は、連邦政府の権限拡大、連邦市民権の確認とその優位、アメリカ市民の権利保障に対する連邦政府の権限および義務といった自分たちの考えをアメリカ全国内で実現しようとした。Civil Rights Act of 1866 はそのような北部の理念を最初に最も明確な形で表明したものであった。この法律によって黒人の市民権を否定した *Dred Scott* 判決は覆され、初めて正式に黒人にもアメリカ市民権が承認され、しかもそれは州市民権に優位するものとして位置づけられた。⁽²²⁾

この点につき、ローレンス (William Lawrence) 下院議員は、「国家は議会の立法、あるいは条約によって、集合的な人々の集団が市民であると宣言できるといふことは、今まで示されてきた。……それは、すべての主権国家が有する権限の行使であり、本質的に国家の管轄権に属するものである。市民権に関する権限はすべて国家政府 (national government) に委任されている。……したがって、国家的市民権 (national citizenship) というものが存在するのである。そして市民権は保護されるべき一定の権利を意味し、また忠誠と法律に従う義務を課すものなのである」と述べ、アメリカ合衆国市民権およびそれに付随する権利が存在し、その保障は連邦政府に委ねられていることを主張している。⁽²³⁾

また、Civil Rights Act of 1866 の起草者で上院司法委員会の委員長でもあったトランブル (Lyman Trumbull) も「アメリカ合衆国市民であるということは、何らかの権利を有するということである。それは何か。それは、この法案に列挙されている権利のような、固有の基本的な権利であり、あらゆる国の自由人としての自由な市民が有するものである。それはこの国のすべての州にいる自由な市民が有しているものである。アメリカ市民権の権利に何らかの意味があるのだ」と述べ、アメリカ合衆国市民権の重要性を強調している。⁽²⁴⁾

さらに、ウィルソン (James Wilson) 下院議員は、この法案の目的を次のように述べている。

「もし州が我々市民の権利を遵守するならば、この法案は必要ないであろう。……もし州がすべての市民に身体的権利を保障する。一般的市民権 (general citizenship) なるものを認めるならば、我々はこの法律を制定するのを差し控えるであろう。……しかし、州の慣行を省みるに、我々にはこの問題を避ける余地はなく、我々は諸州が否定した保護を提供することによって我々の義務を果たさなければならぬのである。⁽²⁵⁾」

共和党、特に急進派の主張の根拠は、戦前の急進的な奴隷制廃止論者の主張とほぼ同じである。それは、独立宣言に基づく自然権思想、すなわち人間は「自由人 (free man) の有する自然権 (natural rights)」を有し、政府はそれを保護するために設立されたのであるから、政府はその義務を全うしなければならないという考え方である。共和党のいう「市民的権利」とは「自由人としての自然権」を意味し、またそれを保護する政府は、共和党にとって、州ではなく連邦であった。この点につきウィルソンは次のように述べている。

「市民が権利を有するということは、連邦議会がその保護のために適当な手段を提供する権限があるということとを意味する。言い換えれば、必要な救済措置を講ずるということである。市民は、生命・自由・財産の権利を有している。今、もし州が市民からデュー・プロセスなしにこれらの権利を剝奪したならば——それは過去にお

いては頻繁に起こったことであるが——我々は市民のわずかな財産を守るための権限を何も持たないのか。……必要な保護措置を講ずる権限は我々にある。もしそうでなければ、誰からそれを得ることができるのか。権利を侵害している者「II州」から？ そんなことはない。それはアメリカ合衆国政府によって提供されなければならない。⁽²⁶⁾」

また、タイヤー (M. Russell Thayer) 下院議員は、Civil Rights Act of 1866 案の反対者に向かって次のように述べている。

「アメリカ合衆国はその憲法の下でその市民に対して実定法でこの法案に列挙されている市民権の基本的な権利を保障する権限を有していないという主張は一見して奇妙なものだと思われないか……？もし憲法の起草者がアメリカ合衆国市民の基本的な市民的権利、彼らの生命・自由・財産の権利を保護するのに無力な憲法を制定したのだとしたら、それは異常な事態ではないか。⁽²⁷⁾」

こうして Civil Rights Act of 1866 によって初めて、州市民権とは別個の、かつそれに優越するアメリカ合衆国市民権が正式に認められ、それに基づく権利が州とは関係なくアメリカ合衆国市民としての個人に保障されることになり、州がこれを侵害した場合には、アメリカ合衆国市民として連邦政府にその保護を求めることができるようになった。

5 修正第一四条による連邦市民権の絶対的保障

共和党は連邦議会が市民的権利を保障する権限を有することの根拠、すなわち Civil Rights Act of 1866 の根拠をすずでに成立していた修正第一三条に求めていた。彼らは修正第一三条を、単に奴隷制を禁止しただけでなく、広

く白人の権利をも保障し、かつそれを保護する権限を連邦政府に認めたものだと考えていた。⁽²⁸⁾しかし裁判所がこれを限定的に解釈する恐れもあった。また、市民権を単に法律のみで保障していると、将来連邦議会が、特に南部諸州の議員が復帰してきたときに、それを廃止する恐れがあった。そこで共和党は、その保障を確実なものにするべく、修正第一四法案を提出した。

この点につき、ホッチキス (Giles W. Hotchkiss) 下院議員は、「私はそれ『市民の権利』が立法によって覆されないよう、憲法の修正によって保障したのである」と述べているし、ガーフィールド (J. A. Garfield) 下院議員も、次のように述べている。

「“Civil Rights Act”は今や国の法律の一部となった。しかし、紳士諸君は皆、「民主党が」政権に就くという悲しい出来事が起こったときにはいつでもそれが法律の一部ではなくなってしまうことを知っている。我々があの偉大ですばらしい法律を政治的な紛争の範囲以上のものに、いかなる党の計略や陰謀も届かないものにする、どんな嵐や熱情もこれを揺さぶることなく、どんな曇りもこれを暗くすることのない憲法という永久かつ穏やかな天空にこれを配置しようとしているのはまさにこの理由によるものである。私は“Civil Rights Act”が違憲だと信じているからではなく、このような理由から修正第一四法案を喜んでるのである。」⁽²⁹⁾

また、急進派のハワード (Jacob M. Howard) 上院議員も、Civil Rights Act of 1866 が合憲ならば、憲法を修正する必要がどこにあるという質問に対して、「我々は Civil Rights Act 案における市民権と市民と解放黒人の権利の問題を……その制度を根こそぎ廃止し、解放黒人を元の主人の脅威に晒そうとするような紳士諸君の立法権から手の届かないところに置きたかったのである」と答えている。⁽³¹⁾

共和党は、修正第一四条で、すべてのアメリカ人を包括するアメリカ合衆国市民権を憲法上明確に定義し、それ

が憲法上の権利であることを宣言することによって、修正第一三条や Civil Rights Act of 1866 における保障を確固たるものに行けると考えていた。たとえば、ウッドブリッジ (Frederick E. Woodbridge) 下院議員は、この点に關し次のように述べている。

「修正第一四条の目的は何か。それは単に、アメリカ合衆国の市民に対して市民権に必然的に付随する自然権を付与するために必要な法律を制定する権限を連邦議会に認めただけである。それは、連邦議会が、必要な場合に、アメリカ合衆国市民に対して、彼がどの州にいようと、アメリカ合衆国憲法の下で保障されている特権と免除を付与することができるようにするためのものである。それは、連邦議会がすべての市民に対して生命・自由の不可侵の権利を付与し、どの州にいようとすべての市民に対してその州の他の市民に認められている財産の保護を彼にも認めることができるようにするためのものである。」⁽³²⁾

共和党は、修正第一四条で、わざわざ州を特定して、デュー・プロセスなしにアメリカ市民の権利を侵害することを禁止している。彼らは、従来の経験から、こうした権利の侵害が主に州によって行われることを指摘し、それに対して連邦政府がこの憲法の条文によって、州境を超えてアメリカ市民の権利を保障する権限および義務があることを強調した。たとえば、ポーランド (Luke Poland) 上院議員は「今や奴隸制は廃止され、国家の人民すべてが自由となったのであるから、私には修正案「[のデュー・プロセス条項]」に反対する正当な理由があるとは思われない。これはまさに我々の政体の精神であり、その設立の絶対的な基盤である。それは基本的には独立宣言で宣言されている。にもかかわらず、我々はこうした原則を直接侵害するような州法が、つい最近まで存在したことを知っている。連邦議会は、すでに市民的権利に関する法律の制定によって、そのような不公平な州をすべて廃止する意図を示した。「しかし」これを実行する連邦議会の権限は……疑われ、否定されている。「よって」すべての共和政

体の基礎にある原則を実行する連邦議会の権限について疑いの余地が残らないようにするのが望ましい」と述べ、州の権利侵害を防ぐために修正第一四条の制定が必要であることを強調している。⁽³³⁾

また、修正第一四条の起草者であるビンガム(John A. Bingham)下院議員は、反対者に対して次のように述べている。

修正第一四条案は「単にアメリカ合衆国の連邦議会に対して、アメリカ合衆国の人民の同意に基づいて今日憲法に定められている権利章典を実現する権限を付与しようというものである。……紳士諸君は権利章典の条文の拘束力を承認し、アメリカ合衆国の市民が諸州においてアメリカ合衆国の市民の特権と免除を有していること、そして誰もデュー・プロセスなしに生命・自由・財産を奪われないことを承認している。それなのに、彼らは「提案されている憲法修正の下で連邦議会の行為によってこのことが実現されるのには反対する」という。なぜ紳士諸君は提案されているような権利章典の実現に反対するのか。なぜなら彼らはその修正案が留保されている州の権限を侵害するものと主張しているからである！どの州も、アメリカ合衆国憲法の下で、その領域内にあるアメリカ合衆国市民からアメリカ合衆国市民の特権を剝奪したり、あるいは彼がどの州から来ようと、市民は諸州においてアメリカ合衆国市民のあらゆる免除を享受すると定めた憲法の条文に反するような負担を課すことができる」と聞いたことがある人はいらうか。……北部の人間であろうと南部の人間であろうと、州の立法府・裁判所・執行府がその領域内にいるすべての自由なアメリカ合衆国市民に対して生命・自由・財産の権利を平等に保護することを否定する権限を有していると主張する者には、どのようなみせかけの言い訳も、ましてや謝罪も認められない。この修正に反対している紳士諸君は権利章典を実現する権限を認めることに反対しているのである。⁽³⁴⁾

また、ハワードは修正第一四条第五節がこの条文を実施するために必要な立法を行うことを連邦議会に認めてい

ることから、修正第一四条は州に対する権利侵害の禁止だけではなく、連邦政府に対しこれらの権利を直接保障するために必要な行為を行うことを認めていると考え次のように述べている。⁽³⁵⁾

「修正第一四条案は」州におけるすべての階級的な立法を廃止し、ある階級の人々を、別の階級には適用されない法律に従わせるという不正を撤廃するものである。……これは、白人に適用されるのと同じ範囲で市民としての基本的な権利を黒人に対して保障している。……私は「修正第一四条案の」第一節は、「連邦議会に対して本条を実施するための立法権を認めた」第五節との関係で、とても重要なものであると考えている。もしこれが州によって批准されれば、どの州も永久に、アメリカ合衆国市民、およびたまたまその州の管轄内にいたすべての人々が有する基本的な権利と特権を侵害するような法律を制定することはできなくなるであろう。それは法の下の平等を確立するものである。……それが私の理解する共和政体である。⁽³⁶⁾

共和党がこうした強気の姿勢に出られたのには、南部の反乱によって北部ではもはや州権論が受け入れられなくなっていたからでもある。南部が州権論を楯にして奴隷制に固執し、連邦離脱まで行ったために、北部では州権論に対する不信が生まれ、代わってナショナルリズムが高揚していた。権利章典に象徴されるように、独立以来個人の自由に対する脅威とされてきた連邦政府よりも、現在においては偏狭な地方主義こそが個人の自由に対する脅威であり、それを除去するためには連邦政府の権限によるしかない」と北部では考えられるようになっていた。⁽³⁷⁾

以上のように、修正第一四条によって連邦市民権が州市民権に優位するということが憲法上確認され、かつその連邦市民権を根拠に市民の権利保障に関して連邦政府が責任を持つと理解された。このことは、それまで州の管轄事項とされてきたアメリカ市民の権利保障について、州を介さず連邦政府と個々の市民が直接関わるということを意味するものであり、いわば中央政府としての連邦政府の権限が大幅に強化されたことにつながる。⁽³⁸⁾ ただ、あまり

急激な中央集権化を懸念する声もあったので、アメリカ市民の権利保障については今まで通り一義的には州が責任を持ち、州がそれを怠った場合にのみ連邦政府が介入すると一般には理解された。また、修正第一四条によって連邦政府に広汎な権限が付与されるのをおそれた連邦最高裁はその後の判例でこれを制限的に解釈したため、修正第一四条の適用範囲は共和党が意図していたよりもかなり限定されたものになった。⁽³⁹⁾しかし少なくとも連邦市民権という州の境界を超えた国民統一的な概念が憲法上明らかにされたということは、いわばアメリカ合衆国における「国民国家」の枠組が成立したことを意味するものであり、従来曖昧であった連邦と州との関係はここにきて大きく変化したのであった。

三 修正第一四条における「市民」の定義

1 出生地主義の採用

市民権決定に関しては連邦と州どちらの権限が優先されるのか、そしてどちらがその権利保障に関して責任を持つのかといった問題は修正第一四条の制定によって解決されたわけであるが、その「市民」を定義する基準については、従来黙認はされていたが明示されていなかったイギリスのコモン・ローに基づく出生地主義が正式に採用され、帰化と並んで二種類の市民権取得の方法が明らかにされた。出生地主義自体は封建制に由来する原則であるが、アメリカの場合は奴隷制の存在のためにアメリカ国内に生まれた者にさえ市民権が保障されてこなかった。したがって、奴隷制を廃止し、出生地主義を採用したことは封建制の名残というよりも、むしろ権利としての市民権

取得を国内に生まれた者に当然保障するという積極的な意味を有しているといえる。

実際、この出生地主義に対しては、これによれば黒人だけではなく、国内に存在する中国人やジプシーの子どもにも市民権を認めることになるとして反対も強かった。たとえば、ヴァン・ウィンクル (Peter Van Winkle) 上院議員は、この点に関して次のように述べている。

「私は「市民」という言葉を、政治体あるいは共同体の総体と解している。それは国家の設立に参加した人だけを含むものと私は考えている。……この問題は、今までアメリカ合衆国の人民に向けて示された問題の中で最も重要なものの一つであると思われる。それは単に黒人だけではなく、現在我々の太平洋側に定住している他の劣った人種や、我々の想像もつかない将来の移民をも含む問題である。……望ましくない人間を市民権あるいは構成員から排除する権利ほど社会共同体が行使できる完全な権利は存在しない。……我々は、誰が我々の共同体の一員かを決定する権利を有している。……我々はこれらの人々「黒人」や他のすべての劣った人種の人々が市民になることを認めない権利を有している。⁽⁴⁰⁾」

また、民主党のコーワン (Cowan) 上院議員は、修正第一四条は「この国に生まれた中国人やジプシーの子どもを帰化する効力を有するのか」と質問したところ、トランブルが「もちろん」と答えたため、これに反論して次のように述べている。

「太平洋岸における人口は非常に増大しており、それはおよそ四億人にも上っている。その多くは移民である。彼らは性格が非常に強欲で、取引が非常に巧妙であるから、もし彼らが市民となってカリフォルニアにおいて政治的な影響力を持つならば、カリフォルニアがインドヨーロッパ系の人種ではなく、モンゴル人や中国人の支配されるようになるのもそう遠い日ではなくなるだろう。⁽⁴¹⁾」

彼によれば、アメリカの共同体に参加する権利は、「ヨーロッパから来た人種」すなわち「アイルランド人、ドイツ人、北方のスカンジナビア人」には認められているが、「アジア人やアフリカ人とといった野蛮な人種」に対しては認められていない。そしてもしこのような権利がアジア人にも認められるならば、「共和政体は終わりである。なぜなら彼らがそのような政体への理解も示していないということは明らかだからである。それは彼らの本質にあって不快なものであり、彼らはそれを理解することも実行することもできない」からである。⁽⁴⁾

コーワンはさらに、「社会が……その他の人種によって侵略されている場合には、彼らを排除する絶対的な権限を有している」ということは、社会の存続、特に自由な州の存続にとって不可欠である。……カリフォルニアの人民は、モンゴル人の移民の流入によって彼らが侵略されていても黙ったままではいなければならないのか。……モンゴル人は数で我々を圧倒している。……彼らはすぐに何百万の大群となって我々の太平洋岸に流れ込むであろう。諸州はこれらの移民を規制する権限を持たないのか。アメリカ合衆国は彼らを市民とすることに決めたのか」とヒステリックにアジア人の排除を主張した。

しかし、これに対してコネス (Conness) 上院議員は、修正第一四一条案は「カリフォルニアの中国人の間に生まれた子供に関して、彼らが市民であると宣言している。我々はすでにそのことを法律によって宣言している。今同じ条文が国家の基本法に組み込まれようとしている。……私は、カリフォルニアに生まれた子供は皆、両親が何であらうとも、アメリカ合衆国市民としてみなされ、他のアメリカ合衆国市民と同様に市民的権利を平等に有することを宣言する修正案に賛成である。……我々の人口の中でカリフォルニアで生まれたモンゴル人の子どもの割合は、実際には非常に少ない。そして決して増加することはない。……彼らの習慣や宗教からすれば、彼らは皆自分の国に帰るよう要求されているからである。……彼らは自分達の女性をこの国に連れてくることはなく、連れてきたと

しても非常に限られている。よってカリフォルニアにおける彼らの子孫は非常に少ないと思われる。……我々は彼らに関して困ったことは何もない。彼らが我々の州で子供を持つのは非常に限られた場合である」と述べ、たとえ白人以外の子どもにも市民権を認めたとしてもその数はわずかであるから大した影響はないとしている⁽⁴³⁾。

実際、連邦議会の議論をみれば、コーワンなどの例外を除いて多くの議員は、出生地主義の採用によって外国人の子どもにも市民権が認められることになるが、実際にはその影響は少ないと考えていたので、あまり抵抗はなかったようである。しかし、このことが現在アメリカにおいて重要な問題となっているのであるが、それについては後に述べる。

2 “subject to the jurisdiction thereof” の挿入

修正第一四条で出生地主義が採用されたことによって、上述のように黒人以外の有色人種に市民権が認められること、特にアメリカ原住民、いわゆるインディアンにも広く市民権が認められることに反対する議員も多かった。たとえば、特にインディアンの多いカンザス州出身のレーン (Lane) 上院議員はこの点について、「我が州のインディアンの多くは、土地の配分を受けている。我々の最高裁判所は、土地の配分を受けたことによって、彼らは部族との関係を断ち切ったと判断している。わたしは委員長「ロトランブル」はカンザスのインディアンをアメリカ合衆国市民にするつもりはないと思う」と述べ、インディアンに市民権が認められる恐れを表明している。トランブルはこれに対して「もし彼らが部族から離れて、あなた方の共同体に参加したのであれば、彼らはすでにアメリカ合衆国市民である」と答えたが、レーンは「我々は彼らに対して市民権の権利を認めるつもりはない」と主張した⁽⁴⁴⁾。

しかしその後、修正第一四条第一節の文言に「管轄権に属する (subject to the jurisdiction thereof)」という文言を挿入することで、インディアンには市民権が認められなくなると考えられるようになった。この点につき、ハワードが「アメリカ合衆国の領域内で生まれた人間でその管轄権に服する者は皆自然法によってアメリカ合衆国市民となる。これにはもちろん、外国人を含まないし、外国からの大使の家族も含まない。しかし、それ以外の人はすべて含む」と述べたのに対し、ドゥーリトル (James Doolittle) 上院議員はその中にはインディアンは含まれないと思うので、「課税されていないインディアンを除いて」という文言を挿入してはどうかと提案したが、ハワードは「アメリカ合衆国の領域内で生まれたインディアンで部族とのつながりを保っている者は、修正案のいう意味でのアメリカ合衆国の管轄権に属するということにはならない。彼らは過去も現在も我々の立法および法律学においては外国のようなものとみなされている」からそのような挿入は不要であると主張している。⁽⁴⁵⁾

しかしドゥーリトルは、この修正案によれば「アメリカ合衆国市民となるべきではない多くのインディアンが明らかにアメリカ合衆国の管轄権に服していると思われる」し、また「保留地にいるインディアンは皆明らかに民事・刑事上ともに我々の管轄権に服していると思われる」としてこれに反対した。これに対しトランブルは次のように反論している。

「ドゥーリトルが主張する」ようなことは何もないことは明らかである。この条項は、「アメリカ合衆国に生まれた者で、その管轄権に服する者はすべて市民である」となっている。これは「その完全な管轄権に服する」という意味である。……我々は「アメリカ合衆国の管轄権に服する」という文言で一体何を意味するのか、それは他のどこにも忠誠義務を負っていないということである。……インディアンがいかなる意味においてもアメリカ合衆国の完全な管轄権に服しているといえるだろうか。否。我々は彼らと条約を締結している。したがって彼

らは我々の管轄権に服しているとはいえない。もし彼らがそうならば、我々は彼らと条約を締結しないだろう。⁽⁴⁶⁾ また、ハワードもトランブルの意見に賛成して次のように述べている。

「私は、ここで用いられている『管轄権』という言葉は、……アメリカ合衆国が行使できる十分かつ完全な管轄権を意味するべきであるという「トランブルの」意見に賛成である。……部族に属しているインディアンは、州の領域内で生まれようとも、十分かつ完全な管轄権に属していると主張することができないのは明らかである。……アメリカ合衆国政府は、常にインディアン部族を、条約締結に関する限り、そして特に通商権限に関する限り、外国として扱ってきた。……インディアン部族は国家として十分かつ完全な管轄権を有している。⁽⁴⁷⁾」

ハワードによれば、部族とのつながりを有しているインディアンは、アメリカ合衆国に対して完全な忠誠義務を負っているとは考えられないので、市民権から排除されても問題はなかった。ハワードは黒人の権利保障に関しては急進的だったが、インディアンに市民権を認めることには否定的で、「私は、部族とのつながりを有する野蛮なインディアンが私の仲間の市民となり、私と一緒に選挙にいつて投票し、アメリカ合衆国市民のように土地を所有したり取引したりすることができるようになる……法律を制定する準備はまだできていない」とも述べている。⁽⁴⁸⁾

以上のように、「その管轄権に属する」という文言だけでインディアンを排除することになるとして、修正第十四条第一節の市民権の定義には、「Civil Rights Act of 1866」の第一条と異なり、「課税されていないインディアンを除いて」という文言は挿入されなかった。⁽⁴⁹⁾ また、この段階ではまだインディアン部族は一種の主権国家と考えられていたが、その後すぐ、一八七一年以降はインディアン部族との条約締結は行われなくなり、いわば部族は一種の国家とみなされなくなった。それでも、インディアンに正式に市民権が認められるのはこれよりさらに後の一九二四年のことであった。⁽⁵⁰⁾

このように、修正第一四条制定当時、「その管轄権に属する」という文言で起草者が意図していたのは外国の大使、及びそれに類すると考えられていたインディアンの子どもを市民権から排除することであった。しかし現在、この文言の解釈によっては不法移民の子どもにアメリカ市民権が認められるのを否定できると考える論者がいる。その主張を次でみていくことにする。

四 修正第一四条の改正を求める動き

1 「その管轄権に属する」の解釈をめぐって

冒頭で述べたように、修正第一四条によってアメリカ合衆国で生まれた不法移民の子どもに自動的にアメリカ市民権が認められることに対する不満が近年高まりつつある。特に不法移民の多い州では、不法移民の子どもがその市民権を根拠に享受する社会サービスの費用負担に対する不満や、子どもに市民権を付与することを目的としてさらに不法移民が増加することへの恐れから、修正第一四条の改正を求める声が強⁽⁵¹⁾い。さらに、アメリカ国民の団結力の低下やアメリカ市民権の有する価値の減少を憂慮する論者も修正第一四条の限定解釈を訴えている⁽⁵²⁾。

限定解釈を主張する論者は、修正第一四条の「その管轄権に属する」という文言に注目し、不法移民はアメリカ合衆国の「管轄権に属する」とはいえないので、その子どもにアメリカ合衆国の市民権は認められないと主張している。彼らは、前章でみたように、当時の起草者がもっぱらインディアンを市民権から排除するためにこの「管轄権に属する」という一句を挿入したことを認めつつも、当時の「管轄権」に対する理解、すなわち「管轄権に属す

るとは十分かつ完全に従属しているという意味である」あるいは「他のどこにも忠誠を誓っていないということである」という解釈は、現代における不法移民についても当てはまるとする⁽⁵³⁾。また、修正第一四条の限定解釈を主張する代表的な論者であるシュック (Peter H. Schuck) は、その共著の中でアメリカ市民権が個人および政府双方の同意の上になりたつものであるとして、次のように述べている。

「管轄権の要件は、属性を重視する生来権的市民権という法則に、個人とその政府との必然的なつながりという合意に基づく新しい概念を加味するものであると理解すべきである。……そのつながりは、単に個人が政府の警察権及び刑事管轄権に属するというだけでは足りない。……それは多かれ少なかれ、個人に対して政府が完全かつ直接的な権限を行使すること、また、個人が生まれたときに、政府がその個人の存在及びその地位を認め、その個人に完全な保護を与えたという相互関係を必要とするのである。」⁽⁵⁴⁾

これに対して、限定解釈に反対する論者は、次のように主張している。修正第一四条は黒人に市民権を認めなかった *Dead Soul* 判決の反省の下に成立したものであり、これを限定的に解することは包括的な市民権の保障の逆行につながる。また「同意」という観点からみても、憲法で「アメリカ合衆国に生まれた者」に市民権を認めると定義していること自体が共同体全体の同意を意味しており、それ以上の意味は起草者も求めていなかった。そもそもアメリカ合衆国に生まれた者は大使など明らかに外国の管轄権にある者を除いてすべてアメリカ合衆国の管轄権に属するといえる⁽⁵⁵⁾。

さらに彼らは、修正第一四条を改正しても不法移民は減少しない、合法移民と不法移民を区別して前者の子どもに対してのみ市民権を認めようとする⁽⁵⁶⁾こと自体が「管轄権」の文言の解釈として矛盾している上、外国人の間にもそのような差異を設けることはカースト制を導入するようなものである、また、外国人の間に生まれた子どもにも市

民権を認めることによって、アメリカは西欧諸国が抱えているような、いつまでも社会から阻害されたゲストワーカーの第二、三世代の問題を回避している、としてむしろ修正第一四条の改正は現状を悪化させるだけであると積極的に主張している。⁽⁵⁶⁾

2 最高裁の解釈をめぐって

修正第一四条の改正に賛成もしくは反対する論者は、修正第一四条についての連邦最高裁の解釈をめぐっても対立している。修正第一四条の解釈についてリーディングケースとなったのは一八九八年の *United States v. Wong Kim Ark* 判決である。⁽⁵⁷⁾ これはアメリカで中国人移民の間に生まれ、幼少の頃中国に渡り投票などしていた原告が、そのような行為によってアメリカ市民権を失ったかが争われた事件である。この当時、アメリカでは安価な労働力を提供する中国人移民に対する反感が強まり、次々と中国人移民を排斥する法律が制定されていた。⁽⁵⁸⁾ また、帰化も白人および黒人にしか認められていなかった。⁽⁵⁹⁾

しかし、連邦最高裁は、このような情勢にもかかわらず、中国人移民の間に生まれた子どもにアメリカ市民権を認める判決を下した。連邦最高裁はまず修正第一四条が当時のコモンローを宣言したものであると認めた上で、その解釈については「憲法の起草者が精通していた法原則や歴史に従って解釈されねばならない」として、⁽⁶⁰⁾ 次のように述べている。

「イギリス国籍に関するコモンローの基本原則は国王の忠誠、言い換えるならば“*絆*”、“*従属*”、“*信義*”あるいは“*権力*”の範囲内で生まれたかどうかである。この原則によれば、国王への忠誠の範囲内及びその庇護の管轄内で生まれた者すべてを含むことになる。そのような忠誠と保護は相互関係にある。……そこには生来的臣民

や帰化市民、あるいは忠誠を誓った人々だけではなく、国王の領土内にいる限り、友好関係 (in amity) にある外国人も含まれる。従って、イングランドでそのような外国人の間に生まれた子供も生来的臣民ということになる。しかし、外国大使の元に生まれた子供や敵性外国人の間に生まれた子供、国王の領土として占領下にあるときに生まれた子供は生来的市民ではない。なぜなら、それは忠誠、従属、権力、あるいは今日の言葉で言うならば、国王の管轄内に生まれたとはいえないからである。⁽⁶¹⁾

連邦最高裁は当時のコモローについてこのように解釈した上で、「修正第一四条も Civil Rights Act of 1866 も、領内で生まれれば市民権が認められるという基本原則をもっとも明確かつ包括的な形で再確認しているのである」とし、その後中国人排斥法が制定されたとはいえ、それらの法律が「修正条項の意味を変えたり、その効力を損なうことはできない。それは修正条項に従って解釈され、施行されなければならない」と宣言している。⁽⁶²⁾

修正第一四条の限定解釈に賛成する論者は、Wong Kim Ark 判決は修正第一四条の拡大解釈である、あるいはここで問題とされたのは合法移民の子どもであって不法移民の子どもではない、さらにはコモローで出生地主義の例外とされた「敵性外国人」あるいは「友好関係 (in amity)」にない外国人は、アメリカ政府の同意を得ずに入国している不法移民に通じるものと主張しているが、これに反対する論者は次のように反論している。⁽⁶⁴⁾

当時アメリカ政府が廉価な中国人労働力を求めていたが、短期労働者として彼らを迎え入れるテクニクは当時まだ持っていなかった。そこで政府は中国人移民に対して市民権を得る機会を帰化を認めず、それ以上の移民の入国を認めず、さらにはいったんアメリカを離れた者の再入国を認めず、滞在許可を証明できなかった者は追放した。もし「その管轄権に属する」という一句が政府のなんらかの同意を含むとするならば、連邦最高裁は中国人移民を「その管轄権に属する」とは認めなかったはずである。そして何より、修正第一四条の制定過程をみても明ら

かなように、起草者は黒人に市民権を認めなかった *Dred Scott* 判決を否定して、アメリカ合衆国に生まれた者はすべて市民なのだという従来の市民権についての解釈を再確認したのであり、それを連邦最高裁も認識していたからこそ、あのような判決を下したといえるのである⁽⁶⁵⁾。

五 結びに代えて

アメリカにおける市民権概念のルーツであるイギリスでも一九八一年以降出生地主義が修正された今日、純粋な出生地主義を採用しているアメリカは世界でも稀なケースとなっている。しかも、他のヨーロッパ先進諸国と同様、不法移民の増加が深刻な社会問題となっている現在、上述のように出生地主義の修正を求める声は高まっている。

しかしそれに対する反論もまた強いのは、本稿でみてきたようにアメリカにおいては、憲法で「市民権」の定義がなされたということは単に市民権の得喪について規定されたことを意味するだけではないからである。すなわち、政治体制のあり方をめぐって一つの妥協の上に成り立った連邦制度の危うさ、および奴隷制という憲法の理念と相反する制度の存在故に、当然市民権およびそれに付随する諸権利を認められるべき人々にその権利が保障されてこなかったこと、そしてそれが最終的には国全体を巻き込む内戦という形でしか解決できなかったことへの反省の上に修正第一四条は成り立っているのである。そしてそれは同時に、イギリスからの独立を果たし、しばらくは「国家連合」として成り立っていた連邦が、憲法制定によって一応「国家」体制を創設したものの、その性質についてまだ持っていた迷いを断ち切り、いわゆる一個の「国民国家」としての制度を確立したことをも意味していた

のである。

修正第一四条がこのような意義をもつからこそ、憲法が制定された当時はそれほど認識されていなかった不法移民の急増という新たな社会問題を抱えつつも、修正第一四条の限定解釈に賛成する論者も反対する論者ともに歴史的に「市民」の定義が憲法で明らかにされた意義を踏まえた上で、今日の社会状況に照らして、改めて「誰がアメリカ市民なのか」という根本的な問題を、市民権の得喪について具体的に定めている法律レベルではなく、憲法レベルで論じているといえよう。

今日では、国籍・市民権の定義という問題は、単にその得喪について議論すればよいというものではない。冒頭で述べたように、国際的なヒトの移動の活発化、およびそれに伴う国内でのエスニシティの多様化（あるいはその再認識）を受けて、国籍保持者／非保持者という従来の二分論では対応できない段階にきている。それはもちろん日本についても例外ではない。

従来の国籍制度にとらわれることなく、より広く個々人の国家との関係のいかんによってその人権保障をどう規定すべきかという問題が提起されている現在、アメリカで改めて「市民権」の定義が問題となっている現状を踏まえて、憲法によって「市民」の定義が行われた歴史的意義を本稿では明らかにした。これを一つの端緒として、日本における様々な個人と国家とのかわりあいとその人権保障のあり方についてさらなる考察を深めることを今後の課題としたいと思う。

(1) 原文は以下の通りである。“All persons born or naturalized in the United States, and subject to its jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside.”

- (2) その例は枚挙にいとまがないが、とりあえず以下の文献を挙げておく。ALENIKOFF, T. ALEXNADER & KLUSM-EYER, DOUGLAS EDS., FROM MIGRANTS TO CITIZENS: MEMBERSHIP IN A CHANGING WORLD (Brookings 1999). SATVINDER S. JUSS, IMMIGRATION, NATIONALITY AND CITIZENSHIP (Mansell 1993). CESARAN-I & FULBROOK EDS., CITIZENSHIP, NATIONALITY AND MIGRATION IN EUROPE (Routledge 1996).
- (3) もちろん、国籍概念そのものについての検討は日本においても行われたことがある。例えば、外国人の参政権につき、浦部法穂教授は「国民主権」という場合の「国民」＝「国籍保持者」という考えに疑問を呈し、「国民主権」のいう主権者の範囲を確定するために「国籍」の明確化が必要とされたとして、「国民主権」だから外国人には参政権は認められないという考え方に再考を迫っている。浦部法穂『憲法学教室Ⅱ』(二二三頁以下)(日本評論社、一九九六年)。他に、「特集・国籍条項をめぐる問題」ジュリスト一〇一〇号(一九九六年)。辻村みよ子「国際化・地域化の中の国家主権・国民主権」フランスからの考察」法律時報六七巻六号(一九九五年)。
- (4) フランス第五共和国憲法三四条二項。大韓民国憲法二条一項。ドイツ連邦共和国基本法七三条。ロシア連邦憲法六条一項。
- (5) 樋口陽一他著『注解法律学全集一・憲法Ⅰ』(二〇五頁以下)(青林書院、一九九四年)。
- (6) いわゆる「アンデレちゃん日本国籍確認訴訟」で、第一審は当該ケースは国籍法二条三号のいう「父母がともに知れないとき」にあたるとしてアンデレちゃんの日本国籍を認めたが(東京地判一九九三・二・二六判時一四四九号七六頁)、国側はこれを不服として控訴、第二審では逆転敗訴となった(東京高判一九九四・一・二六判時一四八五号三頁)。しかし最高裁では再び日本国籍が認められた(最一小判一九九五・一・二七判時一五二〇号三三頁)。
- (7) *Hearings on Children Born in the United States to Illegal Parents Before the Subcomm. on Immigration and Claims and the Subcomm. on the Constitution of the House Comm. on the Judiciary, 104th Cong (1995),* <http://www.house.gov/judiciary/615.htm> (1999年7月10日現在)。 *Citizenship Reform Act of 1997 and Voter Eligibility Verification Act: Hearing on H. R. 7 and H. R. 1428 Before the Subcomm. on Immigration and Claims of the House Comm. on the Judiciary, 105th Cong. (1997),* http://commdocs.house.gov/committees/judiciary/hju43144.000/hju43144_0.htm (一九九九年七月一〇日現在)。

- (8) Charles Wood, *Losing Control of America's Future—The Census, Birthright Citizenship, and Illegal Aliens*, 22 HARV. J. L. & PUB. POLICY 465 (1999). Polly J. Price, *Natural Law & Birthright Citizenship in Calum's Case*, 9 YALE J. L. & HUMAN. 73 (1997).
- (9) 本稿は拙稿「アメリカにおける市民権とその概念をめぐる制度と理論の展開」(学位論文)の第二部第二章を要約、および加筆修正したものである。詳しくはその序文を参照されたい。
- (10) 拙稿「臣民権から市民権へ—新しい国籍・市民権概念の形成」一橋論叢一一二巻一七〇頁以下(一九九四年)。
- (11) BERNARD BALLYN, *THE IDEOLOGICAL ORIGINS OF THE AMERICAN REVOLUTION* 378 (enlarged ed. 1992).
- (12) Dred Scott Case (Scott v. Sandford), 19 How. 393 (1857)。この事件につき故田中英夫教授は次のように述べている。「この事件を南北戦争発生の原因として重く見ずあることは誤りであろう。しかし、この事件で裁判所の公正さに対する信用が全く地に墜ちたことが、南北の対立感情をのびきならないものとし、南北戦争の勃発を早めたということも否定できなうように思われる。」田中英夫『アメリカ法の歴史(上)』四六七頁(東京大学出版会、一九九五年)。
- (13) Message of President, July 4, 1861 quoted in JAMES H. KETNER, *THE DEVELOPMENT OF AMERICAN CITIZENSHIP*, 1608-1870 at 339 (1978).
- (14) *Id.* at 340.
- (15) Robert J. Kaczorowski, *Revolutionary Constitutionalism in the Era of the Civil War and Reconstruction*, 61 N. Y. U. L. REV. 863, 877-878 (1986).
- (16) *Id.* at 879.
- (17) Earl M. Maltz, *The Fourteenth Amendment as Political Compromise—Section One in the Joint Committee on Reconstruction*, 45 OHIO ST. L. J. 933, 936 (1984).
- (18) *Id.* at 943-944.
- (19) *Id.* at 944-945.
- (20) 当時「政治的権利」は能力のある個人によって行使される特権であり、したがって Civil Rights Act of 1866 および修正第一四条で保障されている「市民的権利(Civil Rights)」には含まれないと一般に解されていた。黒人の選挙権は一八六

- 九年に修正第一五条で改めて保障されることになった。U. S. CONST. amend. 15.
- (21) MALDWIN JONES, *THE LIMITS OF LIBERTY: AMERICAN HISTORY, 1607-1992* at 244(2d ed. 1995).
- (22) *Civil Rights Act of 1866*の第一条は以下の通りである。「アメリカ合衆国に生まれ、外国の管轄権に属さない者は、課税されないインディアンを除いて、すべてアメリカ合衆国市民であることを宣言する。人種や肌の色に関わりなく、そのよ
うな市民は、アメリカ合衆国のすべての州や連邦領において、白人市民と同様、契約を締結し、実行する権利、訴訟を提起し、訴訟当事者となり、承認になる権利、不動産および動産を相続、購入、賃貸、売却、所有、譲渡する権利を有する。」
14 Stat. 27.
- (23) CONG. GLOBE, 39th Cong. 1st Sess. at 1832 (1866).
- (24) *Id.* at 1757.
- (25) *Id.* at 1117-18.
- (26) *Id.* at 1294.
- (27) *Id.* at 1152.
- (28) 特に修正第一三條第二節が第一節（奴隷制の禁止）を実施するための連邦議会の立法権を認めていることから、共和党はこの条文中に積極的意義を見いだしていた。U. S. CONST. amend 13.
- (29) CONG. GLOBE, 39th Cong. 1st Sess. at 1095.
- (30) *Id.* at 2462.
- (31) *Id.* at 2896.
- (32) *Id.* at 1088.
- (33) *Id.* at 2961.
- (34) *Id.* at 1088-1090.
- (35) 修正第十四条の第一節は、アメリカ合衆国市民権の定義と平等保護条項およびデュー・プロセス条項からなっており、
それらに第五節は修正第一四条の規定を実行するために必要な法律を制定する権限を連邦議会に認めている。U. S. CONST.
amend 14, § 1, cl. 5.

- (36) CONG. GLOBE, 39th Cong. 1st Sess. at 2766.
- (37) 長田豊臣『南北戦争と国家』八二—八三頁(東京大学出版会、一九九二年)。
- (38) 実際、南北戦争の間、憲法の条文の拡大解釈を通じて連邦政府の権限は飛躍的に拡大した。M・L・ベネディクト(常本照樹訳)『アメリカ憲法史』九六一—九七頁(北海道大学図書刊行会、一九九四年)。
- (39) Slaughter House Cases, 16 Wall. 36 (1873), The Civil Rights Cases, 109 U. S. 3 (1883)。もっともその後修正第一四条による保護範囲は拡大されてくる。
- (40) CONG. GLOBE, 39th Cong. 1st Sess. at 497 (1866)。
- (41) *Id.* at 498。トランブルがこれに対し「中国人の子どもはこの国に生まれても市民ではないのか」とコーワンに尋ね、彼が「そうだ」と答えたので、さらに続けて、そのように解釈するならば「ドイツ人の両親の間に生まれた子供も市民ではない」ということになってしまい、「古き良きペンシルヴァニア州」「コーワンの出身州」のカウンティの中にはほとんど市民がいなくなってしまう所もあると思うが」と皮肉っている。しかしコーワンはこれに対して「ドイツ人の両親の間に生まれた子どもは、市民である。しかし、ドイツ人はオーストラリア人でもなければ、ホットエントット人でもない。それが彼「トランブル」の議論の誤りである」と答えている。トランブルは、帰化に関する法律は「そのような区別はしていない。したがって、アジア人の子どもは、ヨーロッパ人の子どもと同様市民である」と述べている。*Id.*
- (42) *Id.* at 499.
- (43) *Id.* at 2890-2891.
- (44) CONG. GLOBE, 39th Cong. 1st Sess. 498 (1866).
- (45) *Id.* at 2890.
- (46) *Id.* at 2892-2893.
- (47) *Id.* at 2895.
- (48) *Id.*
- (49) しかし結局、下院議員の定数配分を定めた第二節にはこの文言が挿入されることになった。U. S. CONST. amend. 14.

§ 2.

- (50) The Citizenship Act of June 2, 1924, ch. 233, 43 Stat. 253. しかしそれまでに、部族との関係を絶ったインディアンやアメリカ合衆国市民と結婚したインディアン、また第一次大戦で戦ったインディアンに対しては市民権が認められていた。この当時およそ二／三のインディアンがすでに市民権を取得していた。
- (51) Testimony of Joan Zinger, *Hearings on Children Born in the United States to Illegal Parents*, *supra* note 7.
- (52) Wood, *supra* note 8 at 494-498.
- (53) *Id.* at 508-511.
- (54) PETER H. SHUCK & ROGERS M. SMITH, *CITIZENSHIP WITHOUT CONSENT* 85-86 (Yale Univ. Press 1985).
- (55) Gerald Neuman, *Back to Dred Scott?*, 24 SAN DIEGO L. REV. 485 (1987); David Martin, *Membership and Consent: Abstract or Organic?*, 11 YALE J. INTL. L. 278 (1985).
- (56) Testimony of Gerald Neuman, *Hearings on Children Born in the United States to Illegal Parents*, *supra* note 7.
- (57) 169 U. S. 649 (1898).
- (58) 一八八二年にその後一〇年間中国人労働者の入国を「留保」する中国人排斥法が制定されたのを皮切りに、一八八八年にはいったんアメリカ国外へ出た中国人移民の帰国を禁止する法律が、一八九二年にはさらに一〇年間中国人の入国を「留保」し、かつアメリカにいるすべての中国人に対して白人の証人を通じてその滞在許可を証明することを要求する法律が、そして一九〇四年に中国人の入国禁止を無制限とする法律が制定された。
- (59) 帰化に関する法律が初めて制定されたのは一七九〇年のことであったが、帰化が認められたのは「自由な白人」だけであった。その後修正第一四条の制定に伴い一八七〇年に黒人にも帰化が認められるようになったがそれ以外の有色人種の帰化は禁止されたままであった（中国人に帰化が認められるようになったのは一九四三年のことである）。
- (60) 169 U. S. at 654.
- (61) *Id.* at 655.
- (62) *Id.* at 675.
- (63) *Id.* at 699.

- (64) Wood, *supra* note 8 at 505-506.
- (65) Neuman, *supra* note 55, at 495-496.